

三重縣公報

第三九八十三號

昭和十二年九月二十八日

火曜 日

告示

●三重縣告示第九百九十五號

三重縣史蹟、名勝、天然紀念物、保存顯彰規程ニ依リ左記ノ通指定ス

昭和十二年九月二十八日

三重縣知事 安藤 狂四郎

種類 名稱

名 地 域

史蹟及名勝 專修寺庭園

河藝郡一身田町大字一身田
字高田二、八四〇番地

宅地 三千九十八坪五合四勺

●三重縣告示第九百九十六號

揚繰網漁業左ノ通許可セリ

昭和十二年九月二十八日

三重縣知事 安藤 狂四郎

許可 許可 漁業者ノ住所

漁獲物

漁業時期 許可期間

條件 制限

番號 年月日 昭和三十二年九月二十八日
北牟婁郡桂田會館正南至三重
城村大字白田和歌山兩縣界正
浦松 桑助 東但シ距岸三哩以
一月二十日 內ノ海面ヲ除ク

鰯 鰯 鰯

自九月一
日至翌年五
月十五日

二箇年

一、使用スベキ火船ハ二隻以內トス
二、電氣集魚燈ノ使用ハ二箇以內トス
三、以下ノ油集魚燈ノ使用ハ二箇以內トス
四、免許ヲ受ケタル漁業者ヲ妨グベカ
ラズ

一九六 同

南牟婁郡阿 北牟婁、南牟婁郡
田和町 沖合
代表者 但シ距岸三哩以内
奥田 松彦 ノ海面ヲ除ク

鯉 鯖 鰯

自十月一 一箇年 同
日至翌年五
月十五日

通牒照會

●教第二、六六〇號

昭和十二年九月二十八日

學 務 部 長

各市町村長殿
各小學校長殿

ラヂオ體操實施報告ニ關スル件

去ル七月二日教第二、六六〇號ヲ以テ通牒ノ「ラヂオ體操の會」ノ實施狀況ニ關シテハ報告提出無キ者多數有之ニツキ獎勵補助金交付ノ關係上實施狀況至急御報告相成度(但シ實施計劃報告者ニ限ル)
追而日報、旬報ヲ以テ報告ノ向ニアリテモ改メテ御報告相成度

記

- 一、報告日時 十月十日迄本會着(嚴守セラレタシ)
- 一、報告先 三重縣教育課内ラヂオ體操係宛
- 一、報告様式

昭和十
二年度
ラヂオ體操の會實施報告書

主催者又ハ 責任者氏名	會 場	
	名 稱	市 郡
(補助金受取者)	會場數	

實 日	施 數	回 日	實 施 人 員 通 計	名
備 考				

●社會第五、一一二號

昭和十二年九月二十八日

支 廳 長 殿

各 市 町 村 長 殿

學 務 部 長

昭和十二年度自四月分救護費經理狀況調ニ關スル件通牒

十月十五日迄ニ提出可相成救護費經理狀況調及救護狀況調ニ關シテハ昭和七年五月十日社會第四二七號(左記第四項)ヲ以テ通牒ノ次第モ有之候處昭和十二年度分ニ付テハ左記ニ依リ御提出相成度

記

一、救護費經理狀況調ハ別記様式ニ依リ作製シ期日ニ遅レザル様提出スルコト

二、自四月分救護狀況調ハ經費狀況調ト同時ニ提出スルコト

(別記)

昭和十二年度分救護費經理狀況調

市 郡 村 町

區 分	救護費支出額	救護ニ關スル諸收入	差引國庫補助基 本額	備 考
自四月至九月月支出額				
自十月至十二月月支出見込額				
自一月至三月月支出見込額				

右及報告候也

知事宛

市町村長

(記載注意)

- 一、「救護費支出額」ハ法第十八條乃至第十九條ノ費用、埋葬費、委員費ヲ掲グルコト
- 二、「救護ニ關スル諸收入」ハ法第二十六條乃至第二十八條ノ收入、寄付金等ヲ掲グルコト
- 三、本表ハ九月末日現在ニ依リ金額ハ四捨五入シ圓位ニ止ムルコト
- 四、自四月支出額ニ比シ自十月、自十一月、自十二月、自一月支出見込額ガ著シク増減アルトキハ其ノ理由ヲ備考欄ヘ附記スルコト

●社會第六、二二二號

昭和十二年九月二十八日

支廳長殿

學務部長

各市町村長殿

軍事扶助費請求ニ關スル件

今次事變應召兵家族ニ對スル標記請求書ニ付テハ其ノ支拂ノ迅速ヲ期スル爲便宜上内容未記入ノ儘提出相成様致居候處目下處理中ノモノヲ除キ一應支拂完了致候ニ付爾今從前通一箇月分ヲ毎月五日迄ニ左記様式ニ依リ内容記入ノ上御請求相成度此段及通牒候也
追テ指令月日ノ相違ニ依リ豫メ提出相成タル請求書ヲ以テ一應支拂了シ殘餘未支拂ノモノ、請求書式不備ノ爲支拂困難ナルモノ等有之等ニ付テハ一々御照會致置候ヘ共指令到着ノモノニシテ扶助金未着ノモノ有之候ハバ此ノ際爲念請求書提出相成度申添候
記

軍事扶助費請求書

一金圓錢

但昭和 年 月分生活扶助費

內譯

指令年月日	給與日額	支給期間	金額	法第五條ノ下士官兵傷病兵氏名	被扶助者	摘要
昭和 年 月 日		自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日				
昭和 年 月 日		自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日				
昭和 年 月 日		自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日				
昭和 年 月 日		自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日				

殿

請求書ハ毎月一日現在ニ依リ五日迄ニ之ヲ提出ノコト

●水第一、二八七號

昭和十二年九月二十八日

經濟部 長

支 廳 長 殿

沿海各市町村長殿

發動機認定工場取消ニ關スル件

曩ニ左記發動機製造工場製ノ發動機ニ付遠洋漁船獎勵法ニ依ル漁船獎勵金ノ下付ヲ爲シ得ルモノト認定相成居候處本認定制度ノ結果一般ニ廣ク優良ナル發動機ノ製作ヲ見ルニ至リ今日ニ於テハ本制度ノ目的ヲ充分成シ最早ヤ此ノ種制限の認定ヲ一般的ニ存置スルノ必要無之ニ立至リタルノミナラズ寧ロ之ヲ存置スルコトハ一般ニ發達セル認定工場以外ノ優良ナル工場ノ成績能力ヲ誤解セシムル虞アルヲ以テ旁々今般前記認定ノ制度ヲ取消シ廣ク何レノ工場ニ於ケル製作品ニテモ性能佳良ナルモノハ獎勵金ヲ下付スルコトニ改メタル旨水産局長ヨリ通牒有之候條右御了知相成度候也

記

馬力ニ制限ヲ附セザルモノ

株式會社池貝鐵工所	東京市芝區三田四國町二番地
株式會社阪神鐵工所	神戸市林田區一番町三丁目六番地
株式會社新潟鐵工所	東京市麴町區丸ノ内三丁目四番地有樂館(三階)
日本發動機株式會社	神戸市林田區金平町二丁目三五番地
株式會社神戸發動機製造所	神戸市兵庫區須佐野通り八丁目一番地
木下鐵工所	明石市上水町一三三七番地
さしろ發動機株式會社	兵庫縣明石郡林崎村船七九八番地

株式會社 山陽 工作所 神戸市須磨區小寺町一丁目一番地
伊藤 鐵工所 清水市清開一三九番地
石橋 鐵工所 松江市御手船場町五五五番地
株式會社 林兼商店鐵工造船部 下關市大字彦島老町
株式會社 吉見 鐵工所 鹿兒島市濱町三八番地
株式會社 大正造船鐵工所 神戸市兵庫區東出町三丁目二〇八番地
合資會社 中村 鐵工所 松江市朝日町四八四番地ノ八
株式會社 臼杵 鐵工所 大分縣北海部郡臼杵町大字市濱七九六番地
株式會社 松原 鐵工所 大阪市浪速區櫻川一丁目一〇六三番地
福島 鐵工所 松江市御手船場町五四九番地
株式會社 赤阪 鐵工所 靜岡縣志太郡燒津町
合資會社 榑原 鐵工所 三重縣志摩郡鳥羽町一四八四番地
二十馬力未満ノモノ
株式會社 友野 鐵工所 東京市芝區西芝浦四丁目二番地
株式會社 久保田 鐵工所 大阪市浪速區船出町二丁目二三番地
榑田 鐵工所 高松市鹽屋町一三番地
株式會社 島本 鐵工所 新潟市東入船町

●商第一、八六五號

昭和十二年九月二十八日

支廳長殿
各市町村長殿

石油貯藏設備其他調査ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ其筋ヨリ照會ノ次第モ有之候條貴部内ニ於テ一基ノ容量ガ重油、原油ニ付テハ五〇坪以上ノ石油タンクヲ其他ノモノニ付テハ二〇坪以上ノ石油タンクヲ又ハ一棟ノ延面積五坪以上ノ石油倉庫ヲ有スル石油販賣店並ニ石油需要者ニ付夫々別記様式ニ依リ御調査ノ上該當ノ有無共來ル十月十日迄ニ遲滯ナク御査報相成度此段照會候也

追テ別記石油關係業者ニ付テハ調査ノ要無之ニ付申添候
(別記)

經濟部 長

精製業者	輸入業者	鑛業權者
日本石油株式會社	日本石油株式會社	日本石油株式會社
小倉石油株式會社	ライジングサン石油株式會社	旭石油株式會社
旭石油株式會社	旭石油株式會社	大日本石油鑛業株式會社
三菱石油株式會社	スタンダード石油株式會社	中野興業株式會社
早山石油株式會社	グアキンム石油株式會社	日本鑛業株式會社
愛國石油株式會社	三井物產株式會社	小倉石油株式會社

丸善石油株式會社
江戶川石油株式會社
東邦石油株式會社
東洋商工石油株式會社
東洋石油株式會社
日本鑛業株式會社
大日本石油鑛業株式會社
中野興業株式會社
株式會社大阪礦油精製所
牛田石油株式會社
南海石油株式會社
ミカド製油株式會社
株式會社山岸商會
日本發動機油株式會社
高橋油脂工業株式會社
不二製油運送株式會社
青木石油株式會社
合資會社石崎製油所
合資會社鷺尾製油所

三菱商事株式會社
土井石油株式會社
日本タンカー株式會社
日ソ石油株式會社
越後石油株式會社
株式會社大阪礦油精製所
日米礦油株式會社
株式會社吾嬬製鋼所
日本漁網船具株式會社
丸川社林兼商店藏

大日本鑛業株式會社
金子鑛業株式會社
明治石油株式會社
伊利仁合資會社
伊藤建七郎
山田勇七郎
黑崎彌芳治
松橋五郎
梅津五郎
城丸三郎
飯島彌三郎
清水柄福平
眞邊福治
渡邊福治
長谷川喜八
清水源治
西澤新治
布施

合資會社九州製油所
合資會社永井商會
合資會社平澤製油所
伊利仁合資會社
合資會社北村石油店
小林合名會社
新津恒吉
齋藤英二
和木喜一郎
鈴木吉之
奧田靜治
加藤清一
原正吉
淺田政榮
大谷辰次
松岡健一
武田福太郎
諸橋竹次
金子鶴次
松村

清水 治三郎
松橋 芳治郎
大矢 常吉
寺井 寅一郎
小見 菊藏
布施 新助

(様式)

調査事項

一、石油貯蔵設備 (昭和十二年八月末日現在)

(1) 石油タンク

貯蔵スベキ石油ノ種類

業者名

番號又ハ名稱

大直徑×高(米)

容量(坪)

貯蔵能力(坪)

所在地

備考

(備考)

(一) 調査スベキ「タンク」ハ一基ノ容量重油、原油ニ付テハ五〇坪以上ノモノ其他ノモノニ付テハ二〇坪以上ノモノトス

右以外ノモノニ付テハ重油、原油用及其他ノモノニ區分シ「タンク」數ト其ノ總容量及貯蔵能力ヲ記載ス

ルコト

(一) 貯蔵能力ハ實際貯蔵可能量ヲ記載スルコト
 (二) 保稅用ノモノハ備考欄ニ其ノ旨ヲ明示スルコト
 (四) 貯蔵スベキ石油ノ種類ハ航空揮發油、自動車揮發油、燈油、輕油、機械油、ディーゼル重油、燃料重油及原油トシ各別ニ右ノ様式ニ依リ調査スルコト(以下之ニ準ズ)

(2) 石油倉庫

貯蔵スベキ石油ノ種類

業者名

番號又ハ名稱

構造

延面積

貯蔵能力(坪)

所在地

備考

(備考)

(一) 構造ハ木造、煉瓦造、鐵骨コンクリート等ノ如ク表スコト

(二) 延面積ノ單位ハ可成「アール」(約三〇坪)トスルモ便宜他ノ單位(例ヘバ坪)ニテ表ハスモ可

(三) 貯蔵能力ノ單位ハ坪トス(一坪ハ約二六四「ガロン」ニシテ二七・八函又ハ五五・五罐ニ當ル、尙一函ハ三六立トス)

(四) 保稅用ノモノハ備考欄ニ其ノ旨ヲ明示スルコト

二、石油貯蔵量(在庫量)(單位坪)

貯藏場所

石油ノ種類

昭和十一年十二月末現在

業者名

昭和十二年八月末現在

タンク

倉庫

計

タンク

倉庫

計

(備考) 貯藏量ハ貯藏場所別ニ示スコト

三、石油貯藏設備(タンク又ハ倉庫)ニ付目下建設工事中ノモノ若ハ計畫中ノモノアラバ前記一、ノ(1)又ハ(2)ノ様式ニ準ジ記載スルコト(備考欄ニ完成豫定年月日ヲ記入スルコト)